

4月1日以降の子ども家庭部所管施設の対応について

【自然の村】

東京都から、4月1日から4月21日までの取扱いにおいて、都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛の要請が示されたため、その期間については、引き続き閉村とする。